

別表 [F E N I C S ビジネスW V S ネットワークサービス F G C P / S 5 接続サービス]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域E t h e r n e t ネットワーク、専用の閉域I P ネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

別途甲と乙の間において「F E N I C S ビジネスW V S ネットワークサービス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）の提供に関する契約がなされているものとします。また、あわせて「I P 接続ゲートウェイサービス」の契約が別途必要となります。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、下記(2)の接続サービスを利用できるようにするためにF E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、甲が利用する乙のF G C P / S 5 と甲専用の仮想的閉域I P ネットワークを接続するための電気通信回線を本ネットワークサービスの全部または一部として提供します。

品 目	内 容
1 M b p s	1 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス
1 0 M b p s	1 0 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス
1 0 0 M b p s	1 0 0 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス

5. 提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間における障害受付は対象外とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間における障害対応は対象外とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ビジネスW V S F G C P / S 5 接続サービス初期費	N S 3 7 7 5 3 S		従量料金制（一括払）	式
ビジネスW V S F G C P / S 5 接続サービス利用料 1 M b p s	N S 3 7 7 5 3 G		従量料金制（月額払）	式
ビジネスW V S F G C P / S 5 接続サービス利用料 1 0 M b p s	N S 3 7 7 5 4 G		従量料金制（月額払）	式
ビジネスW V S F G C P / S 5 接続サービス利用料 1 0 0 M b p s	N S 3 7 7 5 5 G		従量料金制（月額払）	式

[変更内容]

(2011年9月1日) 本別表を適用します。

(2012年7月31日) 3項(2)の記載を削除します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
I P	I n t e r n e t P r o t o c o l
M b p s	m e g a b i t s p e r s e c o n d

以 上